



こんな人には

保険料が免除されます

：申請は今月中に：

老後を楽しく暮すため、また、突然の事故に備えるために生れた国民年金は、今年で3年目をむかえ、年を追うにつれて認識も深まりつつありますことは、まことに喜ばしい限りです。

ヨーロッパ各国では、早くからこの年金制度があり、老後はこの年金だけで楽々と暮せるように保障されております。

わたくし達の日本も、早くこの欧米各国の水準に達するよういろいろ検討中ですが、5年毎には年金額を改正することになっております。

そこでわたくし達は、老後を楽しく暮すため働けるうちに稼いで、保険料を納めなければなりません、長い人生には、生活の苦しい時代もあるものです。

国民年金では、こうした不幸な時期には保険料を納めなくてもよい「免除制度」があります。保険料の免除を受けたときは、年金額が少なくなることや福祉年金になることもあります、保険料を納めたときと同じように扱うことになっております。老令年金は、かなり先のことです、生活が楽になったとき、免除を受けていた保険料を利息なしで後から

納め、受け取る年金額を多くすることもできます。

免除期間はこのように有利に扱われますが、滞納の期間は年金支給の対象となりません。

免除基準は………

◇3人世帯では、前年の所得が
約13万円以下

◇5人世帯では “ ” 約18万円以下
また、失業、破産、災害、病気などに

より、生活が苦しくなったときも該当します。これらは、固定資産の所有なども考慮されて認定されます。

社会保険に入っていない人は、必ず国民年金に加入しなければなりません。また、加入者は、保険料を完納するか、または免除の申請をするかどちらか一つの道を選ばなければなりません。

ただいま、市役所では、この制度を利用される方がたのために免除の申請を受付中でございます。期限は7月31日ですから印鑑をもって市役所へおいでください。

なお、くわしいことは、年金係に問合せるとともに、お気軽にご相談ください

あなたの家のつくりを見せてください

○……昭和39年度から土地、家屋など固定資産の評価の仕方が変わります。そこで新しい評価基準の方法によって全国の市町村がことし中に評価替えをおこなうことになりました。

○……大館市でも7月から市内全域にわたり評価替えのための家屋調査をはじめております。

○……この調査は、家の構造や坪数その他柱、造作、建具などくわしく見る必要がありますので、家の内部を見せていただくこととなります。

○……調査予定期間は

下川沿・釈迦内地区……7月中
真 中・二井田地区……8月中
十二所・上川沿地区……9月中
長 木・大 館地区……10月から

○……調査員（市税務職員）は、市長の発行する固定資産評価補助員証を持っております。適正で公平な課税をおこなうため、係員がおうかがいしましたときはよろしくご協力願います。

なお、町内毎の日程につきましては、行政協力員を通じて、あらかじめお知らせいたします。

農地等被買収者実態調査

調査票は今月中に提出してください

農地改革（旧自作農創設特別措置法および農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令）により、農地、牧野、未墾地、施設等を買収または譲渡させられた方の実態調査（申告制）の調査

票提出期限は今月一ぱいです。

調査票は、市役所市民相談所のところに備付け、そこで受付けておりますから該当者は、今月中に調査票を提出してください。

事業所統計調査にご協力願います

1日から全国一斉に事業所統計調査がおこなわれております。

この調査は、全国の事業所（会社、工場、商店、事務所、病・医院、学校、映画館、旅館、飲食店のほか、家庭内職も対象になります。）について調査し、産業別、地域別、規模別の分布状態や活動状況をあきらかにし、国や地方自治体などの行政経済施策に役立てるためにおこなわれるもので、国のもっとも基本的でたいせつな調査です。

この調査には、全部の事業所について調査する甲調査と、その他にサービス業に属する事業所のうち、指定された事業所について調査する乙調査とがあります。調査の結果は、利害関係者に公表したり、税金の賦課資料に利用されることは絶対にありませんから、調査員がおうかがいしましたときは、よろしくご協力くださるようお願いいたします。

今月の納税

国民健康保険税1期 固定資産税2期

必ず令書で市役所、出張所、または銀行の窓口へ納めてください。

陸 空 自衛官募集

年齢 18才～25才
受付 市役所市民課および各出張所
試験 7月26日（金）
場所 大館保健所
科目 筆記試験（国語、数学、社会）、口述試験、身体検査

予 防 接 種

百日せき・ジフテリアの予防接種（混合ワクチン第1期）を、次のとおりおこないますから、該当者はもれなく受けてください。

○対象者 昭和37年9月1日から38年2月末日までの出生者と、これ以前の出生者で、まだ3回接種を受けていないおこさん。

○料 金 1回につき50円

と ころ	第2回接種	第3回接種
公立小児科	7月18日 木	8月8日 木
石田病院	18日 木	8日 木
公立小児科	19日 金	9日 金
釈迦内公民館	19日 金	9日 金
公立小児科	23日 火	13日 火
上川沿公民館	23日 火	13日 火
十二所出張所	24日 水	14日 水
二井田公民館	24日 水	14日 水
下川沿公民館	25日 木	15日 木
真中公民館	25日 木	15日 木
長木公民館	26日 金	16日 金
茂内診療所	26日 金	16日 金

○時 間 公立小児科、石田病院は午後1時30分から3時まで。その他は午後1時30分から2時30分まで。